

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きとる日が休日は、  
翌日の當たる日)

平成4年5月6日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

に基づき、次のとおり高尾土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

退任した役員の氏名及び住所

理事 長谷川 清治 東伯郡大栄町大字西高尾四八九

杉谷 正幸 東伯郡大栄町大字西高尾四八三一二

池本 昭 東伯郡大栄町大字東高尾五〇八

長谷川 辰雄 東伯郡大栄町大字西高尾一六二

藤井 定明 東伯郡大栄町大字上種二一三

長谷川 俊一 東伯郡大栄町大字西高尾四六一

森田 勇 東伯郡大栄町大字東高尾四二九

大口 正人 東伯郡大栄町大字東高尾四六七

村岡 永久 東伯郡大栄町大字東高尾四三九

長谷川 正孝 東伯郡大栄町大字西高尾五三九

平成4年4月1日退任

就任した役員の氏名及び住所

鳥取県告示第四百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定

告 示

◆告示 次

土地改良区の役員の就退任（農村整備課）

鳥取県松くい虫被害対策実施計画の決定（森林保全課）

森林病害虫等防除法による松くい虫の駆除命令（二件）

（〃）  
松くい虫の特別防除の実施（〃）

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（七件）（都市計画課）

遊技機の型式の検定（防犯少年課）

◆地労委告示 地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閱歴等

杉谷正幸

東伯郡大栄町大字西高尾四八三一二

池本昭

東伯郡大栄町大字東高尾五〇八

長谷川辰雄

東伯郡大栄町大字西高尾一六二

藤井定明

東伯郡大栄町大字上種二一三

長谷川俊一

東伯郡大栄町大字西高尾四六一

森田勇

東伯郡大栄町大字東高尾四二九

大口正人

東伯郡大栄町大字東高尾四六七

村岡永久

東伯郡大栄町大字東高尾四三九

長谷川正孝

東伯郡大栄町大字東高尾三三五一一

平成四年四月二日就任  
任期四年

## 1 区域

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百六十号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第四百六十号  
松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条第一項の規定に基づき、鳥取県松くい虫被害対策実施計画を定めたので、同条第四項の規定により告示する。

その関係書類は、鳥取県農林水産部森林保全課及び各地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成四年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 区域

イ 鳥取市、倉吉市、米子市、岩美郡国府町、八頭郡郡家町、船岡町、八東町及び用瀬町、東伯郡東郷町、三朝町、関金町、北条町、東伯町及び赤崎町、西伯郡中山町、名和町、大山町、日吉津村、淀江町、岸本町、会見町及び西伯町並びに日野郡溝口町、江府町、日野町及び日南町の各一部（別紙のとおりとする。）

ロ 鳥取市、気高郡気高町及び東伯郡泊村の各一部（別紙のとおりとする。）

2 期間

平成四年六月一日から同年七月十五日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

1の1に掲げる区域内において松くい虫の被害を受け、又は受けるお

それがある松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木について、一の1のイに掲げる区域にあっては航空機を利用して行う薬剤による防除を、一の1のロに掲げる区域にあっては地上からの薬剤による防除を実施すること。

#### 四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、一の2に定める期間経過後、速やかに、当該措置に係る松の樹木の所在する地域を管轄する地方農松振興局の長に提出すること。

3 知事は、三に掲げる措置を行うべき者が一の2に掲げる期間内に三の措置を行わないとき、行つても十分でないとき、又は行う見込みのないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

4 知事は、3により措置を行った場合において、その費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自らその措置を行つた場合に受けたことができる損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。  
(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第四百六十二号**  
森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第六号に掲げる命令をするので、同法第五

条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 区域及び期間

1 区域  
米子市

2 期間  
平成四年五月二十七日から同年六月三十日まで

#### 二 森林病害虫等の種類

松くい虫

#### 三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものも含む。））をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布すること。

#### 四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行つた場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、一の2に定める期間経過後、速やかに、米子地方農林振興局長に提出すること。

## 鳥取県告示第四百六十三号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第五条第一項の規定に基づき、松くい虫の特別防除を行うので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成4年5月6日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 区域及び期間

## 1 区域

鳥取市、岩美郡岩美町及び福部村並びに気高郡鹿野町及び青谷町の

各一部（別紙のとおりとする。）

平成4年6月2日から同年7月十五日まで

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、鳥取地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第四百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

鳥取県告示第四百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成4年5月6日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成4年5月6日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第四百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成4年5月6日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第四百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鹿野町から鹿野都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成四年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百六十八号  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、東郷町から東郷都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成四年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第四百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用

する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画公園の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成四年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第四百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十号第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成四年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 公安委員会告示

### 鳥取県公安委員会告示第四十回

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十二年法律第二百一十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合して認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年五月六日

鳥取県公安委員会委嘱 岩 松 田 韶代次

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	パーフェクト7	株式会社平和
"	プラボーキングダムG	"
"	スペニッシュスターF	"
"	アップルシティ	"
"	ウルトラウォーズ7	株式会社三洋物産

"	ジェットスキー7	"
"	バニーガールII	"
"	ニューバニーガール	"
"	スマイルル2	株式会社大一商会
"	タッチダウン	"
"	セレモニー2	"
"	ダイナマイト	"
"	フィーバーレジェンドI	株式会社三共
"	ファーディスキング	太陽電子株式会社

## 地方労働委員会告示

### 鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条  
 第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閱  
 歴等を次のとおり告示する。

平成四年五月六日

鳥取県地方労働委員会会長 勝 部 可 盛

氏 名	生年月日	住 所	職 業	電 話 番 号	経 験 及 び 閲 歴	委嘱年月日
坪 倉 徹 夫	大三〇・一〇・三	米子市博労町四丁目三 四二一五		(自宅)三一八三一 (毎)三一八三一	米子市助役	
森 田 吉 次 郎	大四〇・八・三	鳥取市元大工町四	鳥取県地方労働委員会委員(会長) 代理)	(自宅)三一八三一 (毎)三一八三一	鳥取県代表監査委員	
大 村 光 昭	昭三一・一・九	米子市西三柳二九六一	公認会計士 税理士	(事務所)西一九二 (自宅)一九二 (毎)一九二		
藤 井 俊 彦	昭六・七・七	鳥取市浜坂五丁目四一 八	鳥取県地方労働委員会委員	(自動車学校)六一三 (自宅)六一三 (毎)六一三		
田 村 康 明	昭九・一・六	米子市上福原一四五九 一六	学校法人鳥取県自動車学校専務理 事	(事務所)三一五七 (自宅)三一五七 (毎)三一五七	"	"
勝 部 可 盛	昭八・二・三	鳥取市卯垣四丁目二二 九	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員(会長)	(事務所)三一五七 (自宅)三一五七 (毎)三一五七	鳥取県地方労働委員会事務局長	平三・四・一
鳥 取 県 地 方 労 働 委 員 会 委 員	鳥 取 県 地 方 労 働 委 員 会 委 員					
事 務 所	事 務 所					
"	平三・三・七					

直野喜光	昭九・一三	二 米子市加茂町一丁目二	弁護士	(事務所・自宅) (会員)三一七四三
山田修平	昭二十・七〇	五 東伯郡東郷町大字松崎 五九二二一三三	鳥取女子短期大学教授 鳥取県地方労働委員会委員	(短期大学) (会員)三一六二一 (自宅)三一三〇五
山川幸文	昭二〇・三・九	二 倉吉市仲ノ町七三七一	弁護士	(事務所) (会員)三一三一 (自宅)三一三一
岡田明	昭二〇・三・九	一 岩美郡岩美町大字恩志 一六四一	日ノ丸西濃運輸株式会社勤務	(会社) (会員)六一三三一 (自宅)六一三三一
後藤健夫	昭三・五・元	一〇 米子市尾高一六七五	長鳥取県市職員労働組合特別執行委員 長鳥取県高等学校教職員組合執行委員	(会員) (会員)三一九五 (自宅)三一九五
山田篤	昭二四・一・六	二〇 鳥取市浜坂五丁目四一	日本労働組合総連合会鳥取県連合 鳥取県地方労働委員会委員	(組合) (会員)三一九五 (自宅)三一九五
竹中安明	昭二四・九・六	一 鳥取市吉方一八三	日本労働組合総連合会鳥取県連合 鳥取県地方労働委員会委員	(組合) (会員)三一九五 (自宅)三一九五
広藤強	昭二四・九・七	一 鳥取市西町三丁目三〇	日本労働組合総連合会鳥取県連合 鳥取県地方労働委員会委員	(組合) (会員)三一九五 (自宅)三一九五
桜田憲昭	昭二四・四・六	八 鳥取市津ノ井二八四一	日本労働組合総連合会鳥取県連合 鳥取県地方労働委員会委員	(組合) (会員)三一九五 (自宅)三一九五
大木戸武敏	昭二三・四・三	三 鳥取市立川町六丁目五	日本労働組合総連合会鳥取県連合 鳥取県地方労働委員会委員	(組合) (会員)三一九五 (自宅)三一九五
笠見猛	昭二三・八・三	倉吉市中野二二四	日本労働組合総連合会鳥取県連合 鳥取県地方労働委員会委員	(組合) (会員)三一九五 (自宅)三一九五
		鳥取市書記長 鳥取県地方労働委員会委員	日本労働組合総連合会鳥取県連合 鳥取県地方労働委員会委員	"
		鳥取市書記長 鳥取県地方労働委員会委員	日本労働組合総連合会鳥取県連合 鳥取県地方労働委員会委員	"
		鳥取市書記長 鳥取県地方労働委員会委員	日本労働組合総連合会鳥取県連合 鳥取県地方労働委員会委員	"

油木桓志	大二・一・三	米子市東町一三	米子信用金庫副理事長	金庫 自宅 会社 協議会 ○(八五) 三一四四 ○(八五) 三一四四 ○(八五) 三一四四	米子信用金庫専務理事
田中和夫	大二・九・〇	八頭郡用瀬町大字安藏 一三八	鳥取県經營者協議會会長 鳥取信用金庫相談役 鳥取県地方労働委員會委員	会社 自宅 会社 自宅 ○(八五) 三一四四 ○(八五) 三一四四 ○(八五) 三一四四	西谷昇
西谷昇	大三・四・三	倉吉市越殿町一四〇五 一三八	鳥取県經營者協議會常任理事 鳥取縣技術コンサルタント株式會社 代表取締役社長	会社 自宅 会社 自宅 ○(八五) 三一四四 ○(八五) 三一四四 ○(八五) 三一四四	小林繁
小林繁	大三・七・四	米子市皆生一六六一 四八八	鳥取県經營者協議會西部支部副支部長 鳥取縣地方労働委員會委員	会社 自宅 会社 自宅 ○(八五) 三一四四 ○(八五) 三一四四 ○(八五) 三一四四	山住省二
山住省二	昭二・一・〇	鳥取市桜谷六〇三 一三二	鳥取商工會議所専務理事	会議所 自宅 自宅 ○(八五) 三一四四 ○(八五) 三一四四 ○(八五) 三一四四	高田勝之助
高田勝之助	昭四・一・五	米子市上後藤八丁目七 一三二	鳥取県經營者協議會専務理事 鳥取縣地方労働委員會委員	会議所 自宅 自宅 ○(八五) 三一四四 ○(八五) 三一四四 ○(八五) 三一四四	村上博太
村上博太	昭四・六・六	鳥取市住吉町九八 一三二	米子商工會議所専務理事	会議所 自宅 自宅 ○(八五) 三一四四 ○(八五) 三一四四 ○(八五) 三一四四	河田賢一
河田賢一	昭八・一・〇	倉吉市住吉町九八 一三二	鳥取県經營者協議會中部支部支部長 鳥取県地方労働委員會委員	会社 自宅 自宅 ○(八五) 三一四四 ○(八五) 三一四四 ○(八五) 三一四四	永瀬正治
永瀬正治	昭十・六・〇	米子市宗像四五一一九 一三二	米子商工會議所専務理事 鳥取県經營者協議會常任理事 鳥取県石油株式会社取締役 鳥取瓦斯株式會社常任理事長	会社 自宅 自宅 ○(八五) 三一四四 ○(八五) 三一四四 ○(八五) 三一四四 ○(八五) 三一四四	児嶋祥悟
児嶋祥悟	昭八・六・四	鳥取市美萩野一丁目一 一三二	株式會社河田組専務取締役 株式會社永瀬石油店専務取締役	会社 自宅 自宅 ○(八五) 三一四四 ○(八五) 三一四四 ○(八五) 三一四四 ○(八五) 三一四四	内田良弘
内田良弘	昭九・六・四	鳥取市湯所町一丁目三 一三二	鳥取瓦斯株式會社常務取締役 鳥取県地方労働委員會事務局長	会社 自宅 自宅 ○(八五) 三一四四 ○(八五) 三一四四 ○(八五) 三一四四	
			鳥取瓦斯株式會社常務取締役 鳥取県自治研修所長	"	平三・四・一